

議案第 23 号

上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則の制定について
上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 28 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動を支援するため、子どもの読書活動支援センターに上尾市子どもの読書活動支援センター協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 協力員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校図書館その他関係機関への支援に関すること。
- (2) 家庭及び地域における子どもの読書活動の支援に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動に関すること。

(定数)

第 3 条 協力員の定数は、2 人以内とする。

(身分)

第 4 条 協力員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 5 条 協力員は、第 2 条各号に掲げる職務を遂行するために必要な専門的知識又は実務経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 6 条 協力員の任期は、1 年とする。ただし、協力員が欠けた場合の補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 協力員は、再任されることができる。

(勤務)

第 7 条 協力員の勤務日は、週 3 日以内とし、その勤務日の割振りは図書館長が定める。

(服務)

第 8 条 協力員は、図書館長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 協力員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の仕事全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 協力員は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(研修)

第 9 条 協力員は、常にその職務を行う上で必要な知識の修得に努めなければならない。

(退職)

第 10 条 協力員は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の 1 月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第 11 条 協力員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

(1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合

(3) 勤務実績が良くない場合

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協力員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成24年4月に新たに開設する子どもの読書活動支援センターに勤務する協力員の職務内容、勤務条件等を定めたいので、この案を提出する。